

9月23日以降の節電対策について（案）

平成23年9月15日
教育研究評議会

1. 経緯

本年7月1日から9月22日までの間の節電対策については、茨城大学経費節減推進本部において「東日本大震災の影響による夏期の節電対策（以下「夏期の節電対策」という。）」案を作成し、教育研究評議会、役員会の議を経て実施しているところである。

2. 光熱水量（料）削減の必要性

本学は、中期目標、中期計画、年度計画で「管理的経費の節減・合理化に努める」としているとともに、本年3月に役員会で決定した「茨城大学グリーン化推進計画」において、温室効果ガス排出量について、2020年度に対2010年度比10%削減を目標に掲げており、この実現のために電気、ガス、ガソリン等の使用量削減を行う必要がある。環境報告書2010によると、温室効果ガス排出量の70%を電力が占めていることから、電力量の削減が一番効果的である。

なお、電気の使用制限は9月22日（木）までとされていたところ、9月1日に文部科学省から電力需給バランスの改善等を踏まえ9月2日（金）をもって終了する旨の通知があったが、引き続き15%の需要抑制が9月22日までの努力目標として残されることとなったため、当初の計画どおり夏期の節電対策を9月22日まで続けることとし、本節電対策を9月23日から実施する。

3. 節電対策

(1) 具体的計画

下記のとおり照明等について節電対策を行う。なお、空調・エレベータについては夏期の節電対策以前の運用に戻す（空調は教育研究評議会承認「冷暖房の適正使用について」により実施）ものとする。

(ア) 照明

① 建物内蛍光管をキャンパス全体で35%削減を目標に間引きするものとし、以下のとおり行う。

- ・ 講義室、実験室、会議室等の部屋は、基準照度の確保を条件に蛍光管を間引きする。（夏期の節電対策を継続）
- ・ 研究室、事務室は、基準照度の確保を条件に35%程度蛍光管を間引きする。（夏期の節電対策では65%以上としていたが、緩和する。）
- ・ 廊下、ホール等は安全上支障がない程度に蛍光管を間引きする。（夏期の節電対策を継続）

② 外灯は必要最小限の点灯とする。（夏期の節電対策を継続）

(イ) PC・事務機器外

- ・ 自販機の削減又は稼働時間制限
- ・ 1室に複写機、プリンタが複数台ある時は1台に集約
- ・ 私物の電気製品の撤去
- ・ OA機器及び電気製品の共用化推進
- ・ 温水洗浄便座の一部停止
- ・ 自動ドアの一部停止

（以上は夏期の節電対策を継続。ただし、温水洗浄便座の一部停止及び自動ドアの一部停止は10月末までの継続）

(2) 節電の効果

(ア) 削減量(料)

平常な年において、9月23日以降の節電対策(案)を1年間継続して実施した場合の推計は下表のとおりであり、平成22年度比削減量は▲3.4%減、削減額▲2.8%減と予想される。

平成22年度電気量(料)		節電効果		削減割合	
使用量	13,311千kwh	削減量	▲450千kwh	▲3.4%	
金額	204,822千円	削減金額	▲5,718千円	▲2.8%	

(イ) 温室効果ガス削減量

149トンの温室効果ガス削減が予想される。(対平成21年度削減比は▲2.6%減)
 $[450千kwh \times 0.332kg/kwh \div 1,000 = 149t]$

4. 光熱水料削減相当額の用途について

平成23年度光熱水量(料)対前年比削減推計は下表【参考】のとおりであり、削減相当額(35,890千円)の用途については以下のとおりとする。

(1) 節電対策費用(21,540千円)

将来の節電効果を考慮し実施した節電対策費用(設備投資等)に充当する。

対 策 内 容	概算金額
廊下LED照明器具増設	14,000千円
共通教育棟講義室高効率照明(蛍光灯)安定器取替	2,300千円
卓上LEDスタンド	5,100千円
その他(ポスター作成等)	140千円
合 計	21,540千円

(2) 補正予算財源(14,350千円)

残額は補正予算財源とする。

【参考】 平成23年度光熱水量(料)対前年比削減推計表

	電気		ガス		水道		金額合計
	削減量	削減金額	削減量	削減金額	削減量	削減金額	
4~6月	▲742千Kwh (▲24%)	▲7,036千円	▲86千m3 (▲61%)	▲7,816千円	▲10千m3 (▲35%)	▲3,837千円	▲18,689千円
7~9月	▲850千Kwh (▲23%)	▲9,839千円	▲51千m3 (▲17%)	▲4,364千円	▲1千m3 (▲2%)	▲139千円	▲14,342千円
10~3月	▲225千Kwh (▲4%)	▲2,859千円	0 (0%)	0	0 (0%)	0	▲2,859千円
合計	▲1,817千Kwh (▲14%)	▲19,734千円	▲137千m3 (▲16%)	▲12,180千円	▲11千m3 (▲10%)	▲3,976千円	▲35,890千円

5. これまでの経過及び今後の予定

- 8月25日(木) 茨城大学経費節減推進本部(審議・了承)
- 9月5日(月) 副学長・補佐会議(審議・了承)
- 9月8日(木) 副学長・学部長会議(連絡調整済み)
- 9月28日(水) 役員会

平成23年8月30日

大口需要家各位

経済産業大臣

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和について（事務連絡）

平素より節電への御理解・御協力をいただき、御礼を申し上げます。

今般、電力需給に関する検討会合が開催され、下記第1及び第2の事項が決定されたのでお知らせします。

記

第1 東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家への緩和措置

東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家については、これまでに「電気使用制限等規則」（以下「規則」という。）第10条第2項の規定により経済産業大臣が通知した通知書記載の内容にかかわらず、平成23年9月5日から電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の適用を除外する。

<東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地>

- ▶ 青森県八戸市、上北郡おいらせ町
- ▶ 岩手県全市町村
- ▶ 宮城県全市町村
- ▶ 福島県全市町村
- ▶ 新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町、中魚沼郡津南町
- ▶ 茨城県日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、銚田市、行方市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、那珂郡東海村



- ▶ 栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- ▶ 千葉県浦安市、我孫子市、香取市、旭市、習志野市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区

第2 上記被災地以外の東京電力管内に所在する大口需要家への緩和措置

上記被災地以外の東京電力管内に所在する大口需要家については、これまでに規則第10条第2項の規定により経済産業大臣が通知した通知書記載の内容にかかわらず、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の期間を平成23年9月9日までとする。

注意事項

- 1 本通知書は、平成23年8月26日時点において上記の被災地又は東京電力管内に所在する大口需要家に送付しています。
- 2 上記被災地に所在する大口需要家と上記被災地以外に所在する大口需要家との間で共同使用制限スキームを活用している場合、それぞれの大口需要家は以下のとおり節電に取り組んでください。
 - ・上記被災地に所在する大口需要家は9月5日以降電気の使用制限の適用が除外されるため、9月5日以降については、可能な範囲で15%の節電に取り組んでください。
 - ・上記被災地以外に所在する大口需要家は使用制限期間である9月9日までは、東北経済産業局・関東経済産業局に提出した「電力共同抑制申請書」に記載した自らの使用予定電力の範囲内で電気を使用してください。
- 3 既に電気の使用制限の適用を撤回する旨の通知を受理しているにもかかわらず本通知が届いた場合には、事務手続上の行き違いですので、御了承下さい。



東北電力管内及び東京電力管内に所在する
 各都県・指定都市教育委員会教育長
 各都県知事
 各国公私立大学長
 各公立大学法人の長
 公立大学及び公立高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
 文部科学大臣所轄各学校法人理事長
 放送大学学園理事長 殿
 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長
 各国公私立高等専門学校長
 各大学共同利用機関法人の長
 各文部科学省独立行政法人の長
 公立学校共済組合理事長
 日本私立学校振興・共済事業団理事長
 各文部科学省所管特例民法法人の長

文部科学省総括審議官 前川 喜平

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について

日頃より、夏期の電力需給対策について御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、政府の電力需給に関する検討会合において、別紙のとおり「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について」が決定されましたのでお知らせいたします。

本件に係る告示は経済産業省から平成23年9月5日に公示される予定であり、個別に申請手続き等を行っていただく必要はありません。

都県教育委員会、都県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長においては、それぞれ域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)、所管の学校、所轄の私立学校及び当該私立学校を設置する学校法人等その他の教育機関等に対して、加盟事業者等を有する特例民法法人においては、加盟事業者等に対し、このことを周知してください。

【問い合わせ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画部
 参事官(技術担当)付

03-5253-4111 (内線 2319)



電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限緩和等について

平成 23 年 8 月 30 日
電力需給に関する検討会合決定

1. 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域に対する、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、平成 23 年 9 月 2 日をもって、終了する。
2. 東京電力株式会社管内に対する、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、平成 23 年 9 月 9 日をもって、終了する。
3. ただし、同使用制限措置終了後も、15%の需要抑制を努力目標として残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。

平成23年8月30日

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和について

平素より節電への御理解・御協力をいただき、御礼を申し上げます。

今般、電力需給に関する検討会合が開催され、東北電力管内・東京電力管内の需給バランスが改善していることや、被災地の方々からの早期終了を求める声があることを踏まえ、

①9月2日（金）を最後に、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、

②9月9日（金）を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、
が決定されました。

1. 緩和内容

①について

・東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地（下記参照）に所在する大口需要家（契約電力500kW以上）の方々については、9月2日（金）を最後に、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了します（9月5日（月）からは適用除外とします）。

<東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地>

- 青森県八戸市、上北郡おいらせ町
- 岩手県全市町村
- 宮城県全市町村
- 福島県全市町村
- 新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町、中魚沼郡津南町
- 茨城県日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市、行方市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、那珂郡東海村
- 栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- 千葉県浦安市、我孫子市、香取市、旭市、習志野市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区

②について

- ・上記被災地以外の東京電力管内（栃木県の一部、群馬県、茨城県の一部、埼玉県、千葉県の一部、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の富士川以東）に所在する大口需要家の方々については、9月9日（金）を最後に電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了します（22日（木）から約2週間の前倒し）。

（注）被災地以外の東北電力管内（青森県の一部、秋田県、山形県、新潟県の一部）に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限については、従来どおり9月9日（金）までとします。

（注）節電のお願いについて

- ・今般の緩和措置によって、①については9月2日（金）を最後に、②については9月9日（金）を最後に、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限が解除されることとなりますが、9月中下旬に残暑が戻る可能性もあることから、使用制限解除後も15%の需要抑制は努力目標として残すこととします。ただし、気温も下がってくることから、国民生活及び経済活動に支障がなく、無理をしない範囲で節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2. 諸手続

①・②共通

- ・9月5日付で「使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成23年経済産業省令告示第126号）」を改正するため、大口需要家の方々に申請手続等を行っていただく必要はございません。

（注）共同使用制限スキームを活用している場合について

- ・東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々と共同使用制限スキームを活用している大口需要家の方々は、東北経済産業局・関東経済産業局に御提出いただいた「電力共同抑制申請書」に記載した予定どおりに電気の使用をしてください。今般の緩和措置を踏まえ、電力共同抑制申請書の変更申請をしていただく必要はございません。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力需給流通政策室長 吉川徹志

担当者：小柳、当間

電 話：03-3501-1511（内線 4581~90）

03-3501-1748（直通）